

問 58 令和 2 年度 [問 21]



賃貸借契約等

C

賃料

賃料の供託に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 貸主に賃料を受領してもらうことが期待できない場合、借主は直ちに供託することができる。
- 2 自身が貸主であると主張する者が複数名おり、借主が過失なく貸主を特定できない場合、借主はそのうちの一人に賃料を支払えば賃料支払義務を免れるため、賃料を供託することができない。
- 3 貸主は、いつでも供託金を受領することができる。
- 4 供託所は、借主により供託がなされた場合、遅滞なく、貸主に供託の事実を通知しなければならない。

■■ [正解] 3 ■■

□□ 1 ×

「弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき」に弁済供託することができる（民法 494 条 1 項 1 号）。そして、弁済の提供をしても債権者が受領しないことが明確である場合には、直ちに供託することができる（大判明 45.7.3、大判大 11.10.25）。そのため、受領してもらうことが期待できない場合ではない。

□□ 2 ×

債務者が過失なく債権者を確知することができない場合（債権者不確知）、供託をすることができる（民法 494 条 2 項）。

□□ 3 ○

弁済供託がなされた場合、債権者は、いつでも供託金を受領することができる。

□□ 4 ×

「供託した者は、遅滞なく、債権者に供託の通知をしなければならない」（民法 495 条 3 項）。そのため、通知をするのは供託所ではなく、供託した借主である。